

モニタリングポスト非常用発電機保守点検業務委託仕様書

1 趣旨

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）がこれを受託する者（以下「乙」という。）に委託するモニタリングポスト非常用発電機（以下「機器」という。）の保守点検業務内容について必要な事項を定めるものである。

2 保守点検対象機器

モニタリングポスト非常用発電機 35式
 型式 (株)栄興技研製EX-5NSC-72
 容量 5kVA

3 設置場所

No.	局舎名	所在地	区域
1	広野町 二ツ沼	広野町大字下北迫字大谷地原 63-1	—
2	檜葉町 山田岡	檜葉町大字山田岡仲丸 1-77	—
3	檜葉町 繁岡	檜葉町大字上繁岡字山神 97-36	—
4	檜葉町 松館	檜葉町大字上繁岡字中平 218-2	—
5	檜葉町 波倉	檜葉町大字波倉字前山 1-2	—
6	富岡町 上郡山	富岡町大字上郡山字滝ノ沢 426-5	—
7	富岡町 下郡山	富岡町大字下郡山字原下 155	—
8	富岡町 富岡	富岡町本町 1-1	—
9	富岡町 夜の森	富岡町字夜の森南一丁目 25	—
10	大熊町 向畑	大熊町大字小入野字向畑 257	帰還困難区域
11	大熊町 南台	大熊町大字夫沢字南台 82-7	〃
12	大熊町 大野	大熊町大字下野上字大野 595-8	—
13	大熊町 夫沢	大熊町大字夫沢字大 282-1	帰還困難区域
14	双葉町 山田	双葉町大字山田字北田 179	〃
15	双葉町 郡山	双葉町大字郡山字塚ノ腰 93-1	〃
16	双葉町 新山	双葉町大字長塚字町東 154	—
17	双葉町 上羽鳥	双葉町大字上羽鳥字榎内 287	—
18	浪江町 浪江	浪江町大字権現堂字北深町 34-1	—
19	浪江町 幾世橋	浪江町大字北幾世橋字植ノ畑 11	—
20	いわき市 小川	いわき市小川町上小川字表 7-1	—
21	いわき市 久之浜	いわき市四倉町栗木作 62-1	—
22	いわき市 下桶売	いわき市川前町下桶売字久保田 122-3	—
23	いわき市 川前	いわき市川前町川前荷付場 1-1	—
24	田村市 都路馬洗戸	田村市都路町古道字休場 33-36	—
25	南相馬市 泉沢	南相馬市小高区泉沢字大久 195	—
26	南相馬市 横川ダム	南相馬市原町区馬場字滝 76-1	—
27	広野町 小滝平	広野町大字上浅見川字土ヶ目木 1-7	—
28	檜葉町 木戸ダム	檜葉町大字上小埜字シベソフ 9	—
29	川内村 下川内	川内村大字下川内字山梨作 504-1	—
30	浪江町 大柿ダム	浪江町大字室原字十年平地内	—
31	浪江町 南津島	浪江町大字南津島字下冷田 137-1	帰還困難区域
32	葛尾村 夏湯	葛尾村大字落合字夏湯 148-2	—

33	南相馬市 萱浜	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 45-169	—
34	飯舘村 伊丹沢	飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580-1	—
35	川俣町 山木屋	川俣町山木屋小塚山 9-1	—

帰還困難区域：入域制限有り

4 保守点検回数
年 1 回

5 保守点検時期
契約日から令和 6 年 1 2 月 2 7 日の期間中に実施するものとする。
やむを得ず日程変更の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ変更可能とする。

6 保守点検項目
別紙点検概要及び発電機整備記録表のとおり。
潤滑油、潤滑油フィルタ及び燃料フィルタの交換を実施するものとする。
また、油漏れが発生している局については、油漏れ対策を講ずるものとする。
業務において発生した廃棄物については、乙が処分するものとする。
機器のパラメータ等の設定については甲の指示に従うものとする。

7 保守点検実施上の注意
本業務における保守従事者の安全管理については、放射線防護対策を含め乙が行うものとし、安全具の装着、安全教育並びに資格が必要なものにあつては資格者の指揮監督により実施するなど、作業安全に万全を期するものとし、保守従事者の被ばく管理記録を保守点検結果報告書と併せ甲に提出するものとする。
また、帰還困難区域内での業務にあつては、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（厚生労働省制定）」に準じてこれを実施するものとする。

8 費用の負担
通常保守点検に必要な電気部品、消耗品は受託者の負担とする。ただし、不可抗力による部品の大量損耗及び 1 点が 1 万円以上の部品を交換する場合は、甲の了解を得た後甲の負担において行うものとする。

9 乙は甲に対して次の書類の正本と写しを提出するものとする。

- | | | |
|-------------|---------|--------|
| (1) 委託業務着手届 | 契約締結後 | 速やかに |
| (2) 委託業務工程表 | 契約締結後 | 速やかに |
| (3) 点検結果報告書 | 保守点検終了後 | 1 か月以内 |
| (4) 委託業務完了届 | 業務終了後 | 速やかに |

点 検 概 要

次の項目を確認し、劣化が見られた箇所については、必要に応じて塗装、補強等の整備作業を行う。

〔 I 〕 機器点検

(1) 外観点検

ア) 設置状況

- 周囲の状況 …… 周囲に点検上使用上の障害となる物が無いことを確認
- 筐体・区画等 …… 変形・損傷・腐食等の有無
- 水の浸透 …… 水の浸透・水溜まり・配管等からの漏水の有無
- 換 気 …… 自然換気口開口部の状況又は換気扇の運転が適正であることを手動運転により確認
- 標 識 …… 「発電設備」「少量危険物貯蔵取扱所（該当する場合のみ）」の標識が見やすい状態で取り付けられていることを確認

イ) 始動用蓄電池設備

- 外 形 等 …… 全セルについて電槽、フタ、極板等に変形・損傷・き裂・漏液がないことを確認
- 充 電 装 置 …… 交流入力電圧適正の有無
浮動充電電圧適正の有無
出力電流適正の有無

ウ) 制御装置

- 表 示 灯 …… 点灯の有無の確認
- 開閉器及び遮断器 …… 開閉位置が正常であることを確認
- 計 器 類 …… 損傷が無く指示値が適正であることを確認

エ) 燃料タンク

- 外 形 …… 変形・損傷・漏れの有無
- 油 量 …… 規定量の確認
- 配 管 …… 損傷・漏れ、法規に適正であることを確認（フレキ管含む）

オ) 排気筒

- 外 形 …… 排気伸縮管・排気管等に変形・損傷・き裂の有無

カ) 配 管

- 自家発電装置及び付帯設備全般についての変形・損傷等の確認

キ) その他

- 防振ゴム …… き裂・変形の有無

(2) 作動点検

ア) 始動前点検

- スイッチ類が所定の位置に設置されていることを確認

イ) 始動・停止作動

手動で始動させ動作が正常であることを確認し、電圧確立・負荷切替信号送出から停止までの時間をストップウォッチにより測定

(3) 機能点検

ア) 計器

運転中の回転数、各部温度、圧力を制御盤面の計器により測定・確認

イ) 保安装置の作動

検出部の動作を検出接点の動作で定められた通りに作動することを確認

ウ) 制御

表示灯 …… 正常に点灯することを確認

開閉器及びしゃ断器 …… 開閉機能の正常の有無

継電器 …… 機能の正常の有無

ヒューズ …… 損傷・熔断の確認

警報 …… 機能の正常の有無

切替・停止 …… 機能の正常の有無

〔Ⅱ〕 エンジン点検及び消耗品交換

外観（汚損発錆）点検

各部漏洩箇所、ボルト、ナット類の緩み点検

潤滑油・オイルフィルタ・燃料フィルタ交換

L0 油質チェック

各炉器掃除、各部給油

噴射ポンプ点検

始動・運転・停止状況診断

〔Ⅲ〕 総合点検（上記〔Ⅰ〕及び〔Ⅱ〕を含む）

絶縁抵抗 …… 数値の適正の確認

保護装置 …… 作動値が設定値どおりであることを確認

負荷運転 …… 可能な場合は実負荷運転し、漏油、異臭、異音、異常な振動等が無いことを確認